

巡回聴こえの相談・ピアカウンセリング

(中途失聴者・難聴者) 〓 in 多久市

佐賀県聴覚障害者サポートセンターでは、「聴力測定・聴こえの相談」「ピアカウンセリング」の内容で相談会を実施します。

○聴力測定・聴こえの相談

聴こえに不安のある人、聴力レベルを知りたい人の聴こえに関する相談や聴力測定を言語聴覚士が行います。

◆最近テレビの音量を大きくしないと聴こえない。

◆言葉がはつきり聞き取れない。

◆そろそろ補聴器をしようか迷っている。

○ピアカウンセリング

人生の途中で聴こえを失った人、聴こえにくくなった人のお悩みを、同じ障害を持つ専門の職員が相談に応じます。当事者だからこそわかる苦しみ、不安、心配、トラブルなどお聞かせください。※秘密はかたく守ります。

■日 時：1月18日(水) 10時～12時/13時～15時

※前日までに必ず予約してください。相談時間は、1時間までです。

■場 所：多久市社会福祉会館(1階)(多久市北多久町大字小待45-31)

■申し込み・問い合わせ

佐賀県聴覚障害者サポートセンター ☎4017700 ㊟4017705

Information 情報課

パブリックコメントを実施しています

「多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民のみなさんから意見を募集します。

地域福祉計画は、子どもから高齢者まですべての人が地域社会の一員として尊重され、自立した生活が送れるように各分野の地域福祉の担い手とともに、助けあい・支えあいの地域福祉の考え方を示す計画です。

■募集期間 平成28年12月27日(火)～1月26日(木)

▼問い合わせ 情報課 広報広聴係 ☎7512280



「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します

消費税率引き上げに伴う市県民税非課税世帯への負担の影響を考慮し、臨時特例的な給付措置として臨時福祉給付金を支給します。

■給付対象者

○基準日(平成28年1月1日)に多久市に住居登録がある人

(DV被害者等は特例があります)

○住民税が課税されていない人

なお、市県民税で、課税者の扶養となっている人や生活保護の受給者は対象となりません。

■支給額

1人につき 15,000円

■申請手続き

○申請書

1月中旬に、市県民税の非課税通知に同封し、郵送します。

○申請期間

1月17日(火)から4月17日(月)

○支給

申請受付から約1か月後

◆`振り込め詐欺、や`個人情報の詐取、にご注意ください!

自宅や職場などに市役所や厚生労働省の職員をかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず市役所や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

■問い合わせ

○制度に関する問い合わせ

厚生労働省給付金専用ダイヤル

☎057010371192

○手続きに関する問い合わせ

福祉課 地域福祉係

☎7512113

